

第11期まちづくり大学 Cコース

ボランティア体験講座

③ボランティアへの道 ステップⅡ

日時 平成27年11月28日(土) 午前9:30~

場所 市民活動支援センター(市役所南館2階講堂)

講師 古頃 孝司(大阪狭山市 政策調整室 市民協働・生涯学習推進G)

有田 之久(特定非営利活動法人 南中学校区円卓会議 理事長)

三つの居場所

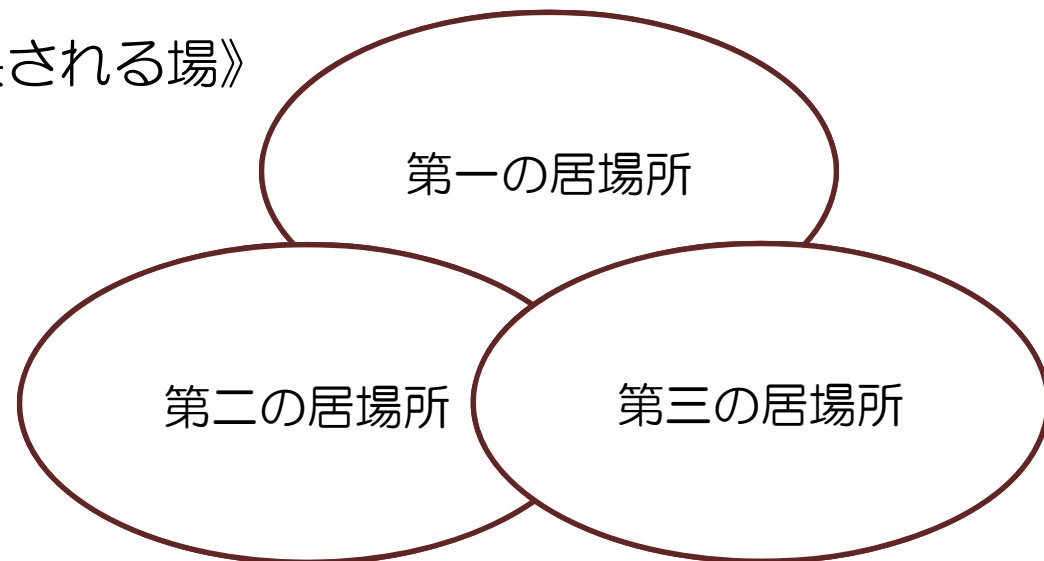
▼第一の居場所 ⇒ 家庭

▼第二の居場所 ⇒ 学校・職場

▼第三の居場所 ⇒ 趣味・社会活動（ボランティア）

《個々の価値観が最も反映される場》

- 居心地が良い
- 新たな刺激を受ける
- 楽しい
- やりがいがある
- 役立っている
- 仲間がいる 等



▼自治会（地区会）って何？

地域に住む人たちが、日ごろからの交流を通じて親睦を深め、地域におけるさまざまな課題（問題）を解決していくためにお互いに話し合い、協力し合いながら、住民が快適に安心して暮らすことができるまちになるよう、自主的に活動している住民組織（団体）です。

もっとも身近な住民組織(団体)

▼自治会（地区会）は必要なの？

地域では、核家族化や少子・高齢化、防災・防犯、福祉、子育て、青少年の健全育成など、地域が抱える課題は多岐にわたっています。

こうした中で、生活に密着した課題の解決は個人や行政などの力だけでは難しく、地域での取組みが欠かせません。

一人ひとりが、気持ちよく生活でき、快適で、安心して生活できる地域をつくるためには、互いに協力したり、譲り合ったり、人と人のつながりが必要です。

「遠くの親戚より近くの他人」と昔から言われているように、自治会（地区会）の活動は、いざというときにもっとも頼りになるつながりです。



【平成27年4月1日の加入世帯数調査時点】

▼自治会（地区会）の現状

◎市では、概ね50世帯以上の地域住民による組織◎

登録数：63団体・加入世帯数：14,807世帯

※大阪狭山市地区長会＝自治会（地区会）の代表者で構成する任意団体（44団体が加入）

▼住宅会の現状

◎市では、50世帯に満たない地域住民による組織◎

登録数：20団体・加入世帯数：497世帯

▼自治会（地区会）・住宅会の現状

登録数：83団体

加入世帯数：15,304世帯

加入率：62.50%

▼地域の親睦やともに支えあう活動

- ◎お祭りなどの伝統行事を継承するための世代間交流
- ◎夏まつりや文化祭などのレクリエーション
- ◎高齢者などの交流の場となるサロン活動・・・など



▼地域の環境を守る活動

◎憩いの場である公園や道路などの美化清掃

◎地域の活動拠点である集会所の維持管理・・・など



▼地域の安全を守る活動

- ◎犯罪を防ぐための防犯パトロール
- ◎子どもを交通事故や犯罪から守るための見守り活動
- ◎自主防災組織の結成や防災訓練・・・・・・・・・・など



相互に連携・協力し
役割分担を決めながら
課題解決に取り組む

大阪狭山市自治基本条例において、自治会（地区会）等をはじめとするさまざまなコミュニティの自主的かつ自律的な活動を尊重し、必要に応じて支援することを定め、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざす。

▼活動に対する市の支援

- 地域力活性化支援事業補助金
- 街頭防犯カメラ設置事業補助金
- 地区集会所建設補助金
- 自主防災組織防災資機材整備事業補助金、資機材貸与事業
- 有価物回収奨励金 など

▼自治会（地区会）等が担っている身近な公共的活動

- 防犯、防災、火災予防、交通安全などの活動への案内
- 各種委員等の推薦（民生委員・児童委員、青少年指導委員、防犯委員、選挙の投票立会人 など）
- 各種広報物の配布、ポスターの掲示、回覧
- 市内一斉美化清掃への協力
- 社会福祉活動（日赤、共同募金など）への協力
- 入学式・卒業式など学校と連携した諸活動 など

『自分のために・みんなのために』

地域では、さまざまな価値観を持った人が、それぞれの生活様式で日常生活を送っていますが、自分の生活様式だからといって、自分勝手な生活をしてよいわけではなく、おのおのが、互いを認め、尊重することにより、自分も周囲の人も気持ちよく生活できることが大切です。

地方分権型社会への対応

- ▣ 地域のことは地域で考え地域で実行
- ▣ 市民、自治会（地区会）、市民活動団体、NPO、民間事業者など多様な主体が協働し、市民自治の確立、地域の活性化

中学校区単位の円卓会議設置の目的

- 市民自治への契機づくり
- より市民ニーズに即した事業提案
- 地域内コミュニティの醸成や市民協働の推進
- 地域内で活動する各種団体の連携促進

まちづくり円卓会議の歩み

- ▼平成20年 7月
「新しいまちづくり制度」説明会の開催
- ▼平成21年 2月
『南中学校区地域コミュニティ円卓会議』設立
- ▼平成21年 11月
『第三中学校区まちづくり円卓会議』設立
- ▼平成22年 9月
『狭山中学校区まちづくり円卓会議』設立
- ▼平成25年 4月
『大阪狭山市まちづくり円卓会議条例』施行
- ▼平成26年10月
『特定非営利活動法人南中学校区円卓会議』設立

まちづくり円卓会議の現状

(大阪狭山市まちづくり円卓会議条例 平成25年4月1日施行)

	南中学校区	第三中学校区	狭山中学校区								
設 立	平成25年10月16日 (平成21年2月11日)	平成21年11月8日	平成22年9月20日								
根 拠	特定非営利活動法人南 中学校区円卓会議定款 (南中学校区地域コミュ ニティ円卓会議規則)	第三中学校区まちづく り円卓会議設置要綱	狭山中学校区まちづく り円卓会議規約								
構 成 員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正 会 員</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>賛 助 会 員</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>活 動 会 員</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> (平成27年度総会時)	区 分	人数	正 会 員	58	賛 助 会 員	1	活 動 会 員	9	78人 (平成27年度総会時)	164人 (平成27年度総会時)
区 分	人数										
正 会 員	58										
賛 助 会 員	1										
活 動 会 員	9										
代 表 者 (呼 称)	NPO法人理事長	代表	委員長								
決 議 機 関	総会・理事会	総会・幹事会	総会・運営委員会								

自治会（地区会）会則

- ▼一定の住民によって組織される親睦、共通の利益の促進、**地域自治のための任意団体・地縁団体**

- ▼会員
自治会の会則で定める者



会則（例）

区域：大阪狭山市△△△丁目××番〇〇号から××番〇〇号までの区域とする。
 会員：区域内に住所を有する〇〇とする。

まちづくり円卓会議条例

- ▼中学校区内の**市民**で構成され、自律的な運営が継続して行われる1校区を単位としたひとつ限りの組織

- ▼構成員
大阪狭山市まちづくり円卓会議条例に定める校区内の市民

円卓会議条例に定める市民の定義

市内に居住する者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体

自治会（地区会）等

- 会則の規定（例）
 - ①回覧版の回覧など、会員相互の連絡や親睦に関する事。
 - ②住み良い生活環境をつくるため、防犯、防災、交通安全、美化清掃等区域内の環境の整備に関する事。
 - ③本会の財産の維持管理に関する事。
 - ④その他、目的達成に必要な事。

まちづくり円卓会議

- 条例の規定
 - ①地域コミュニティの育成に関する事業
 - ②地域福祉の増進に関する事業
 - ③環境に関する事業
 - ④防犯、防災等に関する事業
 - ⑤前各号に掲げるもののほか、校区のまちづくりにつながる事業

※事業は、円卓会議の議論と合意の場合である総会での承認を経て、市に予算措置提案するものを実施

自治会（地区会）等と円卓会議のまとめ

	自治会（地区会）・住宅会	まちづくり円卓会議
地 域 （区域）	自分たちで決める （狭い・限定的）	条例で定める （広い・広域的）
構 成 員	会 員 （自治会等の定める区域内の住民）	条例で定める中学校内の市民
事業対象	会 員	校区内の不特定多数
利 益	共通の利益 （共益）	校区内の不特定多数の利益 （公益）
長 所 （強み）	①情報収集力 ②情報伝達力 ③動員力	①企画力・立案力 ②実行力 ③ネットワーク力